

## 《令和7年度第3回帯広市行政不服審査会 議事概要》

- 1 日 時 令和8年2月19日（木） 14:40～15:20
- 2 場 所 帯広市庁舎 議会棟3階 全員協議会室
- 3 出席者 ■帯広市行政不服審査会  
・佐々木会長 ・野原委員 ・佐藤委員  
■帯広市行政不服審査会事務局  
総務部総務室総務課  
・松原室長 ・浅野法制副主幹 ・山岸主任補

### 《議事概要》

- 1 諮問第2号 令和7年度 法人市民税・固定資産税の滞納に係る差押処分に対する審査請求について

諮問第2号事件について、審理員による審理手続及び審査請求の内容に係る審査を行った結果、次のとおり答申するとの判断がなされた。

#### 〈審査請求の概要〉

審査請求人（法人）の法人市民税・固定資産税の滞納に対する滞納処分として、令和7年5月30日付けで、帯広市長が、審査請求人に対し差押処分（以下「本件処分」という。）を実施した。

このことについて、審査請求人から、本件処分が違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）がされたものである。

#### 〈審査会の判断〉

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却すべきものとする、審査庁の意見は妥当である。

- ※ 審査請求に関する事項のため、諮問第2号の審査及び資料については非公開とし、本議事概要においても、詳細は記載しない。
- ※ 審査会が帯広市長に行った答申の内容については、別途、帯広市のホームページにおいて公開する。